

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO. 9 2021年2月3日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

申第6号「乗務中の動画記録など について」で業務委員会開催

1月27日、申第6号「乗務中の動画記録などについて」の業務委員会を開催し、地本は会社と議論を行いました。

以下回答と主な議論です。

1. 見習い運転士のウェアラブルカメラの活用は廃止すること。
回答：基本動作の動画撮影については、乗務員が基本動作の経年劣化や集中力欠如に対して気付きを得られる取り組みを行い、質の高い基本動作により事故防止を図ることを目的としているため、廃止する考えはない。2020年9月に取り組みを開始し、一部の運輸区ではフォロー教育で基本動作の振り返りなどを始めている。
2. 試行時の記録動画データについて、現在どのように管理しているのか明らかにすること。
回答：撮影した映像はパソコン（スタンドアローン端末）に移動した上で、パスワードを設定し安易に閲覧できないようにしている。
3. 乗務員に携帯させているすべてのタブレット端末やスマートフォン等に、カメラをブロックすることができるカバーを増設すること。
回答：状況報告等でカメラを使用することもあるため、カメラにカバーをする考えはない。
4. 客室からの動画撮影を禁止し、旅客及び社員に周知すること。
回答：通常客室から見えるものについて、撮影を制限する考えはない。

《主な議論》

組合：ウェアラブルカメラの活用は、見習い運転士に限って対象にしているのではないのか。

会社：見習い運転士は全員で、希望者はどなたでも構わない。

組合：希望することによって、見習い運転士の試験や人事考課に影響するのではないのか。

会社：影響はない。

組合：一部の運輸区で取り組んでいるというが、取り組んでない職場もあるということか。

会社：機器の都合などタイミングの関係で、沼津運輸区はまだである。取り組んでいるところでも、フォローはこれからの取り組みとなる。

組合：記録動画は本人だけが見れるということか。

会社：フォロー教育では管理者や指導操縦者が立ち会う。基本は本人がいる中で見るということで、回生で意見を出し合うこともある。

組合：本人限定にすべきである。記録動画のその後の取扱いはどうなるのか。

会社：6ヶ月（フォロー教育期間）を過ぎたらファイルを削除する。以前から見習い指導にあたってはビデオ撮影して様子を見せたりなどしてきており、理解が深まっているということで取り組みを行うものであり、社員の管理等に使用することはない。

組合：スマホやタブレットのレンズのカバーは、スライドして閉めたり開けたりできるもので、容易に取り付けられるものである。会社の認識は異なったようだが、カメラのレンズを保護する機能もあるため、改めて検討すること。

会社：レンズを保護するという点では解るが、現時点でカバーをする考えはない。

組合：客室からの撮影について、セキュリティの面からも問題があるとは考えないのか。

会社：それは一般の方がということか。

組合：社員でも撮影してる者がいると聞いている。

会社：何を撮影しているかは判らないので、注意喚起はしづらいと考える。制限をかけるのは難しい。

組合：しかし、女性の乗務員もいるので自分が撮られていると感じればと不安を抱えての業務になる。

会社：明らかな行為でなければ、対応できないと思う。

組合：業務を妨害するような行為だと感じれば、乗務員から指令へ報告をする場合も考えられる。会社は不安を解消するよう対応すること。

会社：詳しい報告は必要である。なんでもかんでも対応するとはならない。ケースバイケースで対応する。

組合：今後想定される事態についても対応方を検討すること。

以上